

小松島市日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 日常生活用具給付事業は、重度障がい者（児）並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「重度障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もつて重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律法第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」(平成18年厚生労働省告示第529号)で使用する用語の例による。

(用具の種目)

第3条 給付の対象となる用具の種目及び品目は、別表第1の「種目」欄及び別表第2の「品目」欄に掲げる用具であつて、別表第1中「性能」欄に掲げる性能その他の要件を満たし、または別表第2の「用途」欄に合致するものとする。

(給付の対象者)

第4条 給付の対象者は、別表第1の「対象者」欄に掲げるものであつて、市内に居住地を有するもの（現に市内に居住地を有していなくても、法第19条第3項の規定により市が支給決定を行うとされるものを含み、現に市内に居住地を有していても、同項の規定により他の市町村が支給決定を行うとされるものを除く。）で、かつ、用具を必要とする在宅の重度障がい者等とする。ただし、在宅の重度障がい者等の属する世帯に市町村民税所得割の課税額が46万円以上の世帯員がある場合や、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。また、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(申請)

第5条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は地域生活支援事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に申請に係る用具のカタログ及び見積書を添えて市長に提出しなければならない。

2 用具の納入業者については、指定業者を設けず、申請者が選定するものとする。

(給付の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書を受けたときは、必要な調査等を行い、調査書(様式第2号)を作成し、用具の給付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、速やかに日常生活用具給付等決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により用具の給付を却下したときは、小松島市日常生活用具給付(貸与)申請却下通知書(様式第5号)を交付する。

(用具の給付)

第7条 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者は、用具納入業者(以下「業者」という。)から用具の引き渡しを受けるものとする。

(用具の基準額)

第8条 各用具の基準額は、別表第1の「基準額」の欄に定める額とし、この額を公費負担の上限額(以下「公費負担上限額」という。)とする。

(費用の負担)

第9条 用具の給付を受けた者等は、当該用具の費用の一部負担額(以下「利用者負担額」という。)を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、公費負担上限額(用具の給付に要する費用が公費負担上限額より廉価な場合は、当該額)の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、用具の給付を受けた者等が、生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯にあつては、利用者負担額のうち、公費負担上限額の100分の10に相当する額の負担を要しない。

3 用具の総額が当該用具の基準額を上回る場合は、前2項の利用者負担額に加え、超過額についても用具の給付を受けた者等の負担とする。

4 用具の修理等に要する費用は、すべて用具の給付を受けた者等の負担とする。

(公費負担額の請求及び支払い)

第10条 業者から用具の給付に係る費用の請求があつたときは、用具の総額から前条の規定により利用者負担額を控除した額(以下「公費負担額」という。)について、請求書に対象者より受領した給付券を添えて、市長の指定する期限までに請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があつたときは、給付券等を審査のうえ、公費負担額を業者に支払うものとする。

(排泄管理支援用具及び人工内耳の特例)

第11条 重度障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具及び人工内耳については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表第1の基準額(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする用具に相当する額の

2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚（6ヶ月分）まで一括交付すること。

(4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第12条 用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

別表第1

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む）、寝たきりの状態にある難病患者等及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する学齢時以上の者及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者や難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年

入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴にあたり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし原則として３歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上で下着交換などに介助を要する学齢時以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者や難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で３歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が身体障害者や難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4年
訓練いす（児童のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者及び入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）や難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上で学齢時以上の者及び常時介護を必要とする難病患者等	身体障害者（児）や難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	4,450	8年
手すりを取付けた場合			5,400	

自立生活支援用具	頭 部 保 護 帽	児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度 (A2)又は最重度 (A1)であるものでてんかんの発作等により頻繁に転倒する者、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者 (児)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者 (児)。	主体—木材 (十分な強度を有するもの) 外装—塗装なし 夜光材付とした場合は 410円 (全面夜光材付とした場合は 1,200円) 増しとすること。価格は 1本当たりである事	2,200	3年
			主体—軽金属 (十分な強度を有するもの) 外装—塗装なし 夜光材付とした場合は 410円 (全面夜光材付とした場合は 1,200円) 増しとすること。価格は 1本当たりである事	3,000	3年
移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者 (児) で、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者や難病患者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補	60,000	8年	

		助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な学齢児以上の者及び上肢機能に障がいのある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年
火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8年
自動消火器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者等であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期消火を消火し得るもの	28,700	8年
電磁調理器	視覚障害２級以上の身体障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置(※1)	聴覚障害2級以上の身体障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活必要と認められる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)で自己連続携行式腹灌流法(CAPD)による	透析液を加温し、一定温度に保つもの	50,000	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上(※2)又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者及び呼吸器機能に障がいのある難病患者等	身体障害者(児)や難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器			56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	17,000	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500	5年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年
	盲人用体重計			18,000	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5年
	情報・通信	視覚障害2級以上又は上肢機	障害者向けのパーソナルコ	100,000	6年

支援用具 (※3)	能障害2級以上の身体障害者 (児)	ンピュータ周辺機器やアプリ ケーションソフト等をい う		
情報・通信 支援用具 (視覚障 害者用ワ ンセグラ ジオ)	視覚障害2級以上の身体障害 者(児)	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るものであって次 の機能を有するものとす る。 地上波デジタル放送のテレ ビ音声の聴取及び緊急地震 速報の受信が可能なもの	29,000	6年
点字ディ スプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度 重複障害を有する(原則として 視覚障害2級かつ聴覚障害2 級以上)の身体障害者であっ て、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画 面情報を点字等により示す ことのできるもの	383,500	6年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害 者(児)。原則として学齢児以 上の者	視覚障害者が容易に使用し 得るもの A 32マス18行、両面書真 鍮板製 B 32マス18行、両面書プ ラスチック製 (価格は点筆を含むもので あること)	標準型 A 10,400 B 6,600	7年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害 者(児)。原則として学齢児以 上の者	視覚障害者が容易に使用し 得るもの。 A 32マス4行、片面書ア ルミニウム製 B 32マス12行、片面書プ ラスチック製 (価格は点筆を含むもので あること)	携帯用 A 7,200 B 1,650	5年
点字タイ プライタ ー	視覚障害2級以上の視覚障害 者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が認められ る者	視覚障害者(児)が容易に使 用し得るもの。	63,100	5年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	録音再生用 85,000 再生専用 35,000	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
聴覚障害者用通信装置(FAX等)	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したも	88,900	6年

			のを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
人工内耳体外機	聴覚障害者（児）であって、人工内耳を装用している者であり、医療保険の適用を受けられない者		聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	300,000	5年
人工内耳用電池	聴覚障害者（児）であって、人工内耳を装用している者			空気電池、乾電池 2,000/月 充電池（空気電池、乾電池との併用給付を含む） 24,000/年	
人工喉頭	喉頭摘出した者		笛式－呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ）	笛式 5,000	4年
	喉頭摘出した者		電動式－顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池・充電器）	電動式 70,100	5年
点字図書	視覚障害者（児）		点字により作成された図書		
排泄管理支援用具	ストマ用器具（ストマ用品、洗腸用具）	直腸機能障害を有するストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋（価格は1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること）	蓄便袋 8,858	

		ぼうこう機能障害を有するストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの（価格は1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること）	蓄尿袋 11,639	
紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）		ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	障害者（児）及び介助者が容易に使用し得るもの	紙おむつ 12,000	
収尿器		高度排尿機能障害（同時に2個給付可能）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	障害者（児）や難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	

(※1) 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む

(※2) 呼吸器機能障害3級同程度とは

①呼吸器機能障害3級以上の障害者手帳を取得する見込みのあるもの

②両上肢及び両下肢機能全廃のものであって、寝たきりの状態にありこれらの用品がなければ生命に危険が及ぶと認められるもの。この場合、認定にあたっては医師の診断書（所見）の提出及び申請者の状態を実地に調査し

た上で必要性を判断すること

(※3) 情報・通信支援用具交付対象周辺機器

- ・その人個人の障害特性に応じてパソコンを使ってバリアフリー化されるための必要機器とする
- ・新規に追加するもので単なる機器のバージョンアップは認めない
- ・機器の運搬、取り付け、調整などの付帯費用は対象としない
- ・対象機器が、対象とならない機器と一体になっている場合は、対象機器の機能に相当する部分の金額をもって交付対象経費とする

別表第2

ストマケア補助用品助成対象品目

品目	用途
①皮膚保護ペースト・パテ類	ストマ周囲の段差やしわ等による隙間をうめるための保護材
②皮膚保護パウダー	ストマ周囲のかぶれ等を治すための粉末状保護材
③皮膚保護ウエハー	①と同じ目的で使用されるシート状保護材
④固定用ベルト	パウチや面板の粘着を補強するためのベルト
⑤サージカルテープ	パウチや面板の粘着を補強するためのテープ類
⑥コンベックスインサート	平面タイプの面板を凸面にするためのプラスチック製補助具
⑦剥離剤(リムーバー)	面板を剥がす時に皮膚を傷めないよう粘着剤を溶かすための洗剤
⑧皮膚皮膜剤	テープかぶれ等を防止するため皮膚の上に薄い膜を作るための液体
⑨レッグバッグ	尿を貯めるための補助バッグ。本来のパウチとチューブで接続して使用
⑩ナイトドレナージバッグ	⑨と同じ目的のもので夜用の容量が大きいバッグ
⑪パウチカバー	パウチの中を見えなくしたり、あせみを防止したりするための布製カバー
⑫ストマ専用ハサミ	面板やパウチの粘着面に丸い穴を開けやすいようにカーブしたハサミ
⑬消臭剤	便や尿の臭いを緩和するためのもの
⑭その他皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品	